事務連絡

令和２年４月２１日

一部改正

令和２年５月８日

一部改正

令和２年６月１９日

各地方運輸局自動車交通部

関東・近畿運輸局自動車監査指導部　　　各位

沖縄総合事務局運輸部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自動車局旅客課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた

タクシー事業者による有償貨物運送について

　タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。

こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第３号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

１．対象事業者

以下の（１）及び（２）に該当するタクシー事業者であること。なお、（１）については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

（１）旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。

（２）体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

２．貨物の種類、積載方法等

（１）運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシー事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。

（２）運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。ただし、次の事項を遵守することを前提として、冷房が効いたタクシー車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる食料等については、座席スペースに積載することができるものとする。

①　座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないよう調整するなど運転者の労働環境に適切に配慮すること。

②　座席スペースに積載する場合であっても、食料等を保冷ボックス等に入れるなどして適切な温度管理を行うこと。

③　食料等を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講じること。

④　旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講じるとともに、運輸支局へ通知すること。

（３）食料等を運送する場合には、荷主である飲食店等の指示や、食品衛生当局が発信する情報等を踏まえ、適切な衛生管理を行うことにより、食中毒の防止に努めることとする。

３．対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（５月８日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

４．許可期間

（１）許可を行う期間は、令和２年９月30日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。

（２）令和２年５月13日までの間に本特例による許可を受けた事業者が当該期間後も本特例による貨物運送を継続しようとする場合は、（１）を超えない範囲において本特例による貨物運送を引き続き実施する期間を記載した書面の提出を求め、期間を更新した許可証を発行することとする。この場合において、許可証が事業者に到着し次第速やかに従前の期間に係る許可証を返納するよう求めることとする。

５．その他

（１）有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送することがより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。

（２）タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。

（３）貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

（４）旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。

（５）貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。

（６）個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講じることとする。

（７）本特例による許可及び期間の延長等の手続については、地域の実情も踏まえつつ、原則として郵送等の事業者が窓口を訪問しない方法により行うこととする。

（８）４．（２）の場合のほか、許可を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に変更の内容を記載した書面を提出することとする。

（９）本特例による許可証については、本特例の対象期間の終了後速やかに返納を求めることとする。

（10）社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。